令和4年度

相模原市自治会連合会

定期総会資料



と き 令和4年6月4日(土) 午後1時30分

ところ けやき会館2階 大研修室

相模原市自治会連合会



さがみはら SDGs パートナー

令和4年度相模原市自治会連合会定期総会

次 第

- 1 開会のことば
- 2 会長あいさつ
- 3 来賓祝辞
- 4 議長選出
- 5 議事
 - (1) 令和3年度相模原市自治会連合会事業結果報告(議案第1号)
 - (2) 令和3年度相模原市自治会連合会収支決算報告 及び記念事業基金収支決算報告(議案第2号)
 - (3) 会計監查報告

【退任理事あいさつ】

【役員及び理事紹介】

- (4) 令和4年度相模原市自治会連合会事業計画(案)(議案第3号)
- (5) 令和4年度相模原市自治会連合会収支予算 及び記念事業基金収支予算(案)(議案第4号)
- 6 議長解任
- 7 閉会のことば

令和3年度相模原市自治会連合会事業結果報告

1 自治会活動の展開に向けて

1)加入促進による自治会組織の強化と活動を推進します。

自治会の魅力を未加入者の方々に伝えながら、若者を取り込む手段として、自治会員専用割引(Jichi Pass)の内容充実に積極的に取り組み、令和3年度には行政書士事務所や葬祭業者と新たに契約を行いました。令和3年度の利用者数は5,415件となりました。

高齢者の退会が増加傾向にあることなどから、会員数は微減し、残念ながら加入率は低下傾向となっておりますが、今後も加入促進策や自治会退会者防止策について、引き続き検討・実施してまいります。

2) 市への政策提案・提言や市との協働を進め、課題解決に取り組みます。

令和3年10月に、相模原市全体に係る課題を 取りまとめ、「政策要望書」を相模原市へ提出いたしました。また、要望に対しては令和4年3月に市から回答をいただきました。

3) 充実したホームページと的確な情報ツールの有効活用について検討します。 平成27年度にリニューアルを行ったホームページの運用開始から約6年 が経過した本年度は、年間で45,075件と多くの方に閲覧いただきました。

22地区自治会連合会による情報の更新についても積極的に行い、22地 区合計で年間201件の記事が掲載されました。

また、令和元年10月よりホームページ上から自治会加入申請できる機能 を追加し、令和3年度の申請件数は36件で、加入しやすさに着目しながら 特に情報に敏感な若い世代への自治会加入促進に繋げました。

4) まちづくり会議の主導や行政施策の方向付けを行う各種審議会等に参画します。

まちづくり会議・区民会議には地区自治会連合会役員等が委員として就任 し、自治会が進める安全・安心なまちづくりの課題を必要に応じて提起し、 地域づくりへの一定の成果を見ております。

また、相模原市の行政施策の方向付けを行う各種の審議会・協議会についても、理事が委員として就任し、住民生活に直結する事項について、自治会の意向が反映されるよう活動してまいりました。

5) J2へ昇格したSC相模原をはじめ、5つのホームタウンチームへの支援 を行います。

ホームタウンチームへの支援について、令和3年度は新型コロナウイルス 感染症の影響により、試合日程の周知等の機会はありませんでしたが、今後 も引き続きポスターの掲示や試合日程の周知などを行ってまいります。

2 安全・安心なまちづくりに向けて

1) 青パトを使った防犯・交通安全パトロールを実施し、市民への啓発活動を 行います。

相模原市は「交通事故」発生件数が県内でも非常に多く、令和3年中の市内での交通事故件数は2,116件で、うち自転車が関係する交通事故件数は703件となっております。交通事故件数は、年々減少しているものの、「自転車交通事故多発地域」として指定がされていることから、今後も安全に安心して自転車を利用できるような意識醸成を図ってまいります。

また、各地区・自治会での防犯・安全安心まちづくりキャンペーンやパトロールなどは、防犯協会・交通安全協会などと連携して、地区の実態に合わせた取り組みが行われており、各単位自治会においても、日常的な防犯・交通安全パトロールについても、徐々に広がりを見せています。

2) 「地域防災計画」の活用や変化する災害に備えた避難所運営等の減災対策 に取り組みます。

「地域防災計画」を活用し、防災意識の向上への取り組みが行われております。

また、防災・減災対策について会員に対する「自助」「近助」「共助」の 理解促進の啓発とともに、地区ごとに課題を整理し減災に向けた組織の見直 しや、防災に関する学習会・訓練などが実施されています。

3) 防犯カメラの設置促進と効果ある運用の研究を行います。

令和3年度は、市内27の団体で60台の防犯カメラが設置されました。 防犯カメラについては、犯罪抑止効果が実証されており、「相模原市防犯 カメラの設置及び運用に関するガイドライン」に基づき、子どもや女性が犯 罪に巻き込まれやすい危険箇所への設置が進められておりますが、設置場所 や関係組織等との調整の煩わしさの解消や、地元の意向に沿った設置ができ るよう、引き続き相模原市に要望し協議を進めてまいります。

3 会員の生活支援と環境を守る活動に向けて

1) リモートなど、新しい生活様式に沿った自治会活動の新たな手法を検討します。

令和3年度は新しい生活様式に対応するために、22地区自治会連合会に対してオンライン会議等に係る設備の整備や会議時に利用するパーテーション等を購入するための費用として、活動環境整備費10万円を交付しました。

2) SDG sパートナーとして、気候変動をはじめとした地球の環境を守る活動を推進します。

5月30日の「きれいなまちづくりの日」などの地域清掃については、新型コロナウイルス感染症の拡大に配慮して、時期の延期等の措置を取って実施し、ごみ集積所については単位自治会による地域の実態に応じた管理等の取組が引き続き行われました。

3) 米軍基地の返還を実現するための取組を促進します。

米軍基地(キャンプ座間・相模総合補給廠・相模原住宅地区)による交通路の分断・騒音被害などの解消に対し、相模原市米軍基地返還促進等市民協議会の活動に参画することで対策に取り組みました。

4)様々な高齢者支援をはじめとする会員の福祉対策を推進します。

社会福祉協議会と連携し、単位自治会・地区自治会連合会の実態に対応した高齢者の見守りなどの取組が広がっている中で、本会役員と地区社会福祉協議会役員による意見交換会を開催し、引き続き行政や社会福祉協議会などとの連携構築を進めております。

高齢者支援センターとの連携による認知症サポーターの増員、また、地域ケア会議地域づくり部会への参加や民生委員児童委員との連携強化などにより、会員の福祉対策に取り組みました。

5)子ども会組織の活性化と子どもの居場所づくりを促進します。

子ども会組織の活性化及び子どもの居場所づくりについては、令和3年度は検討には至らなかったため、引き続き検討すべき事項としました。

6) 青少年健全育成への支援を行います。

登下校時の児童の見守り・いじめや児童虐待の防止などの青少年対策は、 自治会活動として定着してはおりますが、自治会の地域全体に対する貢献活動として認識しない保護者も見られるなど、地域・学校・行政が一体となって活動の成果として、自治会の存在の理解促進を進めることが課題となっています。

事業結果報告 (時系列)

4月2日 **4月役員会の開催** (出席7名)

理事会提出議案の審議

4月7日 **4月理事会の開催** (出席20名)

- (1) 行政からの依頼事項(5件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(3件) 以上について依頼を受けた。
- (3) 次期市連役員候補選考結果報告について
- (4)審議会等委員の推薦について(相模原市国際化推進委員会委員、美化運動推進協議会美化推進員)
- (5) 令和3年度新任自治会長研修会について
- (6) 令和3年度定期総会について
- (7) 令和2年度事業結果報告(案)及び収支決算報告(案)について
- (8) 令和3年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- (9) 部会長・副部会長の選出について
- (10) 役員会・理事会開始時間について 以上について審議し承認及び決定した。

5月7日 **5月役員会の開催** (出席7名)

理事会提出議案の審議

5月12日**5月理事会の開催** (出席22名)

- (1) 行政からの依頼事項(6件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(2件) 以上について依頼を受けた。
- (3) 審議会等委員の推薦について
 - (①生物多様性ネットワーク、②社会福祉協議会、③廃棄物減量等代表推進員、 ④相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会、⑤相模原市地域包 括支援センター運営協議会、⑥相模原市経営評価委員会委員、⑦相模原市社 会を明るくする運動推進員会委員、⑧環境審議会 その他継続するものすべ て)
- (4) 令和3年度定期総会について
- (5) 令和3年度新任自治会長研修会について
- (6) 習志野市自治会役員等視察受入について 以上について審議し承認及び決定した。

5月28日

6月役員会の開催 (出席5名)

理事会提出議案の審議

6月5日

6月理事会の開催 (出席22名)

- (1) 行政からの依頼事項(3件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(4件) 以上について依頼を受けた。
- (3) 令和3年度相模原市自治会連合会事業計画(詳細版)について
- (4) 令和3年度加入世帯数、奨励金及び分担金について
- (5) 政策要望について
- (6) 令和3年度地域活動功労者感謝状について
- (7) 相模原・城山特定猟具使用禁止区域の再指定について以上について審議し承認及び決定した。

6月5日

令和3年度相模原市自治会連合会定期総会の開催

※各地区委員1名出席

(全員に事前資料を送付の上、出席委員以外に表決書の提出を依頼)

- 議 題 (1) 令和2年度相模原市自治会連合会事業結果報告
 - (2) 令和2年度相模原市自治会連合会収支決算報告 及び記念事業基金収支決算報告
 - (3) 会計監査報告
 - (4) 令和3年度相模原市自治会連合会事業計画(案)
 - (5) 令和3年度相模原市自治会連合会収支予算(案) 及び記念事業基金収支予算(案) 以上について審議し承認及び決定した。

6月 新任自治会長研修会の開催

緑 区:津久井中央公民館1階ホール (6月12日)

南 区:相模原南市民ホール (6月19日)

中央区:けやき会館2階 職員研修所大研修室 (6月20日)

7月2日

7月役員会の開催 (出席7名)

理事会提出議案の審議

7月7日

7月理事会の開催 (出席 2 0 名)

- (1) 行政からの依頼事項(8件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(9件) 以上について依頼等を受けた。
- (3) 自治会加入世帯について

- (4) 令和3年度自治会掲示板について
- (5) 令和3年度理事視察研修会について
- (6) 政策要望について
- (7) 部会の開催について
- (8) こどもタウンニュースへの掲載について
- (9) 令和4年度市連行事について(自治会大会、新任自治会長研修) 以上について審議し承認及び決定した。

7月30日

8月役員会の開催 (出席5名)

理事会提出議案の審議

8月4日

8月理事会の開催 (出席 2 1 名)

- (1) 行政からの依頼事項(7件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(4件) 以上について依頼を受けた。
- (3) 自治会加入世帯について
- (4) 相模原市自治会連合会見舞金等規程の改正について
- (5) 自治会員専用割引(Jichi Pass)への追加契約について
- (6) 第9回ユニコムプラザさがみはらまちづくりフェスタについて
- (7) 政策要望について
- (8) 地域活動功労感謝状について 以上について審議し承認及び決定した。

9月3日

9月役員会の開催 (出席7名)

理事会提出議案の審議

9月8日

9月理事会の開催 (オンライン併用 出席22名)

- (1) 行政からの依頼事項(2件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(4件) 以上について依頼を受けた
- (3) 政策要望について 以上について審議し承認及び決定した。

9月29日

10月役員会の開催 (出席6名)

理事会提出議案の審議

10月1日	地域活動功労者	支彰					
	被显	頂彰者	個人11	6名 団	体7団体	退任理	事4名
•	【地域活動功労	学顧 彰•	個人】			(敬称及ひ	「外字略)
	(橋本地区)	八木	忠幸	西ヶ名	\$動	原	善男
	(1124 1 2 2 2	谷岡	泰光	神谷	英治	-	秀夫
		勝野	次雄	中里	好男		和子
	(大沢地区)	岡本	定昭	栗原		小島	聡
		草野	高子	214//1		•	, ,
	(城山地区)	淺井	雅和	矢口	五郎	田野倉	· 利夫
	(791) 11 2 2 2	中山	安弘	7.		1 4 / Д	1424
	(津久井地区)	守屋	正人	佐藤	克枝	平	正充
		関戸	愛知	吉濱	浩一		康徳
		佐藤	隆行	坂尻	篤子		
	(相模湖地区)	溝口	仁	清水	創	荒井	薫
		中里	真司	小川	達雄		
	(藤野地区)	臼井	宗徳	幡野	利優	荒井	利至
		倉田	英明	倉田	米男		
	(小山地区)	今関	邦雄	福田	雅幸	渡邉	敬冶
		廣田	克己				
	(清新地区)	新井	健太	河野	守	泉	恵二
		仙田	肇				
	(横山地区)	清水	須以子	田辺	大輔	髙橋	年廣
	(中央地区)	沼倉	孝太	岡田	賢治	菅原	毅
		大貫	仁史	田代	良治		
	(星が丘地区)	湯田	忍	友永	孝文	宇佐木	田 和弘
	(光が丘地区)	酒井	康裕	佐藤	政幸	小林	功
		佐藤	公男	田仲	正		
	(大野北地区)	猿渡	英二	結城	智洋	堀ノ内	
		奥富	弘毅	池田	重子	八重樫	征子
		堂	竹治				
	(田名地区)	高野	仁				
	(上溝地区)	座間	健一	新井	義則	吉田	勝文
		鈴木	崇之				
	(大野中地区)	早川	典子	涌井	美智子	宇留野	登美子
		沼崎	清子	安達	貴之	末松	悠子
		山岸	良雄				
	(大野南地区)		紀子	小松	靖直		好子
		古谷田	作子	桺澤	那智子	羽深	裕和

	中澤	紀夫				
(麻溝地区)	座間	和幸	福田	良作	小林	郁教
	平本	喜美	小泉	健一	平嶋	龍介
	古川	富雄	栗山	誠	井上	巧
	原田	勝弘	石川	雅美		
(新磯地区)	加藤	成幸	松谷	信二	千葉	早苗
	門馬	義信	岩田	弘		
(相模台地区)	大野	勝明	川田	英子	中村	裕代
	若林	町子	小牧	幸子	林	文信
(相武台地区)	長堀	直美	小俣	信	益子	秀洋
	神山	徹				
(東林地区)	中本	政志	須貝	昭雄	青柳	光男
	佐野	弘和	内田	博幸		

【地域活動功労者顕彰・団体】

青根 花を植えよう会(津久井地区)

牧野元気創生会(藤野地区)

おやま一歩の会(小山地区)

清新第二自治会(清新地区)

柏木自治会(大野中地区)

相模台団地自治会(相模台地区)

自治会法人林間自治会自主防災隊(東林地区)

【退任理事】(敬称及び外字略)

大参 正人(城山地区)

田代 明寬(清新地区)

坂本 堯則(相模台地区)

古木 昇 (東林地区)

※ 新型コロナウイルス感染症に配慮し、各地区より贈呈

10月5日 政策要望書の提出(※要望書についてはP19に掲載)

会 場 特別応接室

出席者 相模原市 本村市長、下仲副市長 他 市連 役員4名(会長、副会長)

要望内容

- (1) 区役所機能の強化
- (2) 防犯カメラに係る補助制度の充実
- (3) 地域防災力の向上
- (4) 太陽光発電の促進

- (5) 人口減少進行地区における対策の強化
- (6) 加入促進活動への支援
- (7) 市民の生活環境の向上
- (8) 市と自治会の協働によるごみ置き場の設置・管理の促進
- (9) 一般ごみの戸別収集の実施
- (10) 一般ごみの清掃工場への持ち込みについて

10月6日

10月理事会の開催 (オンライン併用 出席22名)

- (1) 行政からの依頼事項(5件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(3件) 以上について依頼を受けた
- (3) 自治会掲示板について
- (4) 自治会活動功労者表彰(市長感謝状)の各地区推薦結果について
- (5) 役員会、理事会の日程及び開催方法について
- (6) 意見交換会の実施について
- (7) 相模原市自治会連合会見舞金等規程の改正について 以上について審議し承認及び決定した。

11月2日

11月役員会の開催 (出席 7名)

理事会提出議案の審議

11月10日

- **11月理事会の開催** (オンライン併用 出席22名)
- (1) 行政からの依頼事項(4件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(3件) 以上について依頼を受けた。
- (3) 自治会掲示板交付申請結果について
- (4) 自治会員専用割引(Jichi Pass)に係る地域情報紙への掲載について
- (5) 賀詞交歓会及び視察研修会の開催について
- (6) 新任自治会長研修について 以上について審議し承認及び決定した。

12月3日

12月役員会の開催 (出席6名)

理事会提出議案の審議

12月8日

12月理事会の開催 (出席20名)

- (1) 行政からの依頼事項(2件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(3件) 以上について依頼を受けた。
- (3) 神奈川県弁護士会相模原支部弁護士相談割引の周知について

- (4) 令和3年度(3月下旬~)自治会加入促進キャンペーンについて
- (5) 今後の市連事業について(賀詞交換会、視察、さくら祭り、会議日 程等)
- (6) 2世帯住宅等に係る自治会加入世帯数の確認について
- (7) 令和4年度自治会役員名簿の提出について
- (8) ハイイロゴケグモへの注意啓発に係る地域情報紙掲載について以上について審議し承認及び決定した。

1月6日

1月役員会の開催 (出席6名)

理事会提出議案の審議

1月12日

1月理事会の開催 (オンライン併用 出席 2 2 名)

- (1) 行政からの依頼事項(2件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(6件) 以上について依頼を受けた。
- (3) 第49回相模原市民桜まつり自治会加入促進キャンペーンについて
- (4) 令和3年度相模原市自治会連合会理事視察研修について
- (5) 市公共交通整備促進協議会役員について
- (6) 相模原市自治会連合会部会編成について 以上について審議し承認及び決定した。

2月1日

相模原市自治会活動功労者感謝状(相模原市長感謝状)贈呈

地域活動を積極的に行い、住民福祉の向上と明るいまちづくりに貢献していただいた、87名の方に市長から自治会活動功労者感謝状を贈呈

(敬称及び外字略)

(橋本地区)	早坂	孝子	徳増	孝一	松田 豊
	鴨狩	弘	小山	武彦	杉本 栄
	原	規市	片野	茂夫	藤田 勝也
	石原	敬三			
(大沢地区)	矢野	信行	山崎	弘	
(城山地区)	成瀬	貞司	柳川	雅之	淺井 雅和
	安西	美津夫	榎本	成己	中里 正夫
(相模湖地区)	齋藤	隆夫	三樹	秀文	上條 武
	新井	芳男	岡本	正美	
(藤野地区)	倉田	英明			
(小山地区)	渡邉	敬治			
(清新地区)	平岡	陽子	小俣	広慈	
(横山地区)	吉田	貴亮			

(中央地区)	中川	清一	秋葉 秀二	荒井 功
(光が丘地区)	中村	太	坂場 与四男	弦切 宏弐
	石山	恵子		
(大野北地区)	鈴木	邦宏	平本 真琴	石森 勲
	山内	祥司	鈴木 和洋	橋本 満
	小林	良則	結城 智洋	八重樫 征子
(田名地区)	田所	治夫		
(大野中地区)	柳田	茂	椎名 かつ江	金本 祥司
	大谷	喜郎	池田 勝也	道司 学
(大野南地区)	小松	靖直	相澤 好子	古谷田 作子
	桺澤	那智子	羽深 裕和	星 由紀子
	中澤	紀夫		
(麻溝地区)	小山	和男	横田 廣司	佐藤 文雄
	長澤	襄介	名村 健	村上 廣
	座間	久年	甲斐田博高	井上 直樹
	小山	幸司		
(新磯地区)	齋藤	公夫		
(相模台地区)	遠藤	和宜	丸山 久子	兒玉 博
	三瓶	恵二	影山 富美子	田添 昭子
	平 美	美也子	上杉 政夫	故 大坪 公顯
	白石	勝之	日比野 豊	
(相武台地区)	桑原	勝利	石坂 實	村松 幸子
	竹内	一三		
(東林地区)	酒井	光政	田村 久司	佐藤 勇雄
※新型コロナウ	イルス原	惑染症の影	影響により、贈呈云	大は行われず、まちづ
くりセンター	等を通し	ノて贈呈		

2月2日

2月役員会の開催 (出席7名)

理事会提出議案の審議

2月9日

2月理事会の開催 (オンライン併用 出席20名)

- (1) 行政からの依頼事項(5件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(3件) 以上について依頼を受けた。
- (3) 令和4年度 市自治会連合会会議等の日程(案)について
- (4) 令和4年度 市自治会連合会事業計画(案)について
- (5) 未加入世帯の把握、加入促進及び自治会員専用割引拡充の取組について
- (6) 相模原市自治会連合会部会編成について

(7) 非常勤職員の賃金単価の改定について以上について審議し承認及び決定した。

3月1日 **自治会報(第79号)発行**

加入全世帯(約17万世帯)を対象に配布した。

3月2日 **3月役員会の開催** (出席7名)

理事会提出議案の審議

3月9日 **3月理事会の開催** (オンライン併用 出席 2 2 名)

- (1) 行政からの依頼事項(3件)
- (2) その他団体等からの依頼事項(1件) 以上について依頼を受けた。
- (3) 令和4年度 市自治会連合会事業計画(案)について
- (4) 市民・大学交流センター地域情報コーナーの利用申請について
- (5) 市連からの地域情報紙への掲載依頼について
- (6) 「自治会員専用割引」を周知するためのポスター掲示について
- (7) 相模原市自治会連合会部会構成(各地区推薦及び市連理事)(案) について
- (8) 令和3年度市連決算見込み及び令和4年度予算案について
- (9) 消防団及び小田急多摩線延伸に対する市連の関わりについて以上について審議し承認及び決定した。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった事業

· 9月21~22日 理事視察研修会

・1月 賀詞交換会

・3月 市役所本庁舎での自治会加入促進キャンペーン

理事による意見交換会の実施:5回

令和3年度部会等開催結果

【総務部会】

10月15日 第1回部会開催

- (1)令和3年度総務部会の構成について
- (2)総務部会における協議・検討事項について

12 月 14 日 | 第 2 回部会開催

- (1) 自治会加入促進策及び自治会脱会防止策について
 - ア 自治会員専用割引の拡大について
 - イ 加入促進に係るマンガの作成について
 - ウ マンション住民に向けた加入促進について

2月15日 第3回部会開催

- (1) 自治会加入促進策及び自治会脱会防止策について
 - ア 自治会加入促進等に係る映像制作について
 - イ 加入促進に係るマンガの作成について
 - ウ 自治会員専用割引の拡充について

【主な結果】

- ・加入促進、脱会防止に係るDVDの作成
- ・自治会員専用割引の拡充に関する検討(令和4年度継続)
- ・自治会加入促進に関するマンガを作成することを決定 (内容等については令和4年度検討)

【令和3年度総務部会員】

会	長	森	逸雄	市連理事	(大里	予中地区)
邻会	長	宮野	善三郎	市連理事	(藤	野地区)
邻会	長	吉田	貴亮	市連理事	(横	山地区)
邻会	長	安藤	孝洋	市連委員	(/]/	山地区)
邻会	長	中島	勝平	市連理事	(麻	溝地区)
邻会	長	佐藤	金男	市連理事	(大	沢地区)
会	員	稲田	隆	市連委員	(橋	本地区)
会	員	角田	栄次	市連委員	(津久	(井地区)
会	員	南	雄二	市連委員	(光カ	5丘地区)
会	員	佐藤	和好	市連委員	(田	名地区)
会	員	古賀	正敏	市連委員	(上	溝地区)
会	員	鈴木	真司	市連委員	(新	磯地区)
会	員	戸﨑	憲弘	市連委員	(東	林地区)
	邻邻邻邻会会会会会会	会部部部部会会会会会会会会会長長長長長長長長員員員員員員員員員員員員員員員員員	部。 第一条 一条 一条 一条 一条 一条 一条 一条 一条 一条	部会長長長長長日月月月 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次 第一次	常会長 宮野 善三郎 市連理事 市連理事事 青亮 青川連理要事 青亮 市連連要員事 市連連要 一時 一連連理事 一 一 一 一 一 市 連連要 会会員	常会長 宮野 善三郎 市連理事 (藤 帝会長 青田 貴亮 市連理事 (横 帝会長 安藤 孝洋 市連委員 (小 帝会長 安藤 金男 市連理事 (大 帝会長 佐藤 金男 市連委員 (木 帝会員 南 雄二 市連委員 (光 帝 会員 南 雄二 市連委員 (出 会員 古賀 正敏 市連委員 (上 帝 会員 古賀 正敏 市連委員 (五 会員 古賀 正敏 市連委員 (五 会員 古賀 正敏 市連委員 (五 会員 会員 一

【広報部会】

11 月 24 日 **第 1 回部会開催**

- (1)部会員の構成について
- (2) 令和3年度広報部会計画について ア 「自治会報さがみはら」の発行
- (3) 部会に関する予算について
- (4)「自治会報さがみはら」について
 - ア 発行スケジュールについて
 - イ 掲載記事・レイアウトについて
 - ウ 各地区への原稿依頼について
 - (ア) 地域活動紹介
 - (イ) 人物紹介

3月1日

自治会報さがみはら第79号発行(会員全世帯配布)

【主な結果】

・自治会報さがみはらの発行

【令和3年度広報部会員】

部 会 長	小林 充明	市連理事	(上 溝地区)
副部会長	穂苅 健二	市連理事	(新 磯地区)
副部会長	大木 恵	市連理事	(大野南地区)
副部会長	志村 勝美	市連理事	(田 名地区)
副部会長	割柏 秀規	市連理事	(光が丘地区)
副部会長	熊谷 弘	市連理事	(津久井地区)
部会員	小島 盛生	市連委員	(城 山地区)
部会員	森久保高弘	市連委員	(相模湖地区)
部会員	大久保秀子	市連委員	(横 山地区)
部会員	田坂 正子	市連委員	(中 央地区)
部会員	飯田 秀雄	市連委員	(大野北地区)
部会員	中村明	市連委員	(相模台地区)
部 会 員	村松 幸子	市連委員	(相武台地区)

【防災安全部会】

10 月 27 日 **第 1 回部会開催**

- (1) 防災安全部会について
- (2) 令和2年度の取り組み状況について
- (3)令和3年度の協議事項について

12月8日 第2回部会開催

(1) 高校生を対象とした啓発方法の協議について

2月2日 **第3回部会開催**

- (1) 自転車通学の高校生を対象とした交通安全の啓発について
- (2) 啓発物品及び配布先について

3月2日 **第4回部会開催**

- (1) 啓発物品及び配布先の最終確認について
- (2) チラシとステッカーの最終校正について

【主な結果】

・市内高等学校等に配布するため、自転車の安全運転の啓発に 関するステッカーとチラシを作成

【令和3年度防災安全部会員】

部会長 安藤 和実 市連理事 (橋 本地区) 副部会長 山口 信郎 市連理事 (大野北地区) 牛尾 良一 市連理事 (中 央地区) 副部会長 副部会長 瀬尾 守一 市連理事 (相武台地区) 副部会長 市連理事 (相模湖地区) 長谷川 兌 部会員 矢野 信行 市連委員 (大 沢地区) 部会員 加藤 正仁 市連委員 (藤 野地区) 部会員 江口 基明 市連委員 (小 山地区) 部会員 市連委員 (清 新地区) 郡谷 照雄 部会員 大村 正夫 市連委員 (星が丘地区) 部会員 市連委員 (大野中地区) 細谷 岡山 部会員 大村 重雄 市連委員 (大野南地区) 部会員 上原 隆明 市連委員 (麻 溝地区)

【連絡会】

- (1) 区民会議の議題に対する対応等について
- (2) 区との情報交換について
- (3) 区長との懇談会について
- (4) 新任自治会長研修会における各区役割分担について
- (5) 各地区イベントに対する地区自治会連合会としての対応について
- (6) 各地区自治会連合会の情報交換について
- (7) 警察署との情報交換について

【令和3年度緑区連絡会員】

座長 安藤 和実 (橋 本地区)

会員 宮野善三郎 (藤 野地区)

会員 長谷川 兌 (相模湖地区)

会員 熊谷 弘 (津久井地区)

会員 佐藤 金男 (大 沢地区)

会員 斎藤 信夫 (城 山地区)

【令和3年度中央区連絡会員】

座長 小林 充明 (上 溝地区)

会員 竹田 幹夫 (星が丘地区)

会員 山口 信郎 (大野北地区)

会員 牛尾 良一 (中 央地区)

会員 志村 勝美 (田 名地区)

会員 割柏 秀規 (光が丘地区)

会員 吉田 貴亮 (横 山地区)

会員 安藤 孝洋 (小 山地区)

会員 丹波 晴道 (清 新地区)

【令和3年度南区連絡会員】

座長 森 逸雄 (大野中地区)

会員 穂苅 健二 (新 磯地区)

会員 大木 恵 (大野南地区)

会員 瀬尾 守一 (相武台地区)

会員 中島 勝平 (麻 溝地区)

会員 黒子 信雄 (東 林地区)

会員 篠塚実希子 (相模台地区)

相模原市自治会連合会では、次のとおり市の各種審議会等に積極的に参画し、自治会の意向を行政施策等への反映に努めました。

相模原市表彰審査委員会

相模原市経営評価委員会

相模原市米軍基地返還促進等市民協議会

相模原市シティセールス推進協議会

相模原市シティセールス推進協議会 検討部会

銀河連邦サガミハラ共和国

相模原市民まつり実行委員会

相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会

相模原市防災会議

相模原市国民保護協議会

相模原市防災市民連絡会議

相模原市市民協働推進審議会

さがみはら地域づくり大学運営委員会

相模原市市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」助成金交付事業選考審査会

相模原市男女共同参画審議会

相模原市安全・安心まちづくり推進協議会

市民平和のつどい実行委員会

相模原市国際化推進委員会

相模原市地域密着型サービス運営委員会

相模原市地域包括支援センター運営協議会

相模原市高齢者・障害者虐待防止ネットワーク協議会

相模原市認知症高齢者・障害者等徘徊 SOS ネットワーク連絡協議会

相模原市障害者差別解消支援地域協議会

相模原市自殺対策協議会

相模原市社会福祉功労者表彰審査委員会

相模原市地域福祉推進協議会

相模原市社会福祉審議会

相模原市福祉のまちづくり推進協議会

相模原市社会を明るくする運動推進委員会

相模原市民生委員推薦会

相模原市国民健康保険運営協議会

相模原市保健衛生功労者被表彰者選考委員会

相模原市薬物乱用防止連絡会

相模原市地域保健医療審議会

人と動物との共生社会推進懇話会

相模原市青少年問題協議会

相模原市環境審議会

相模原市地球温暖化対策推進会議

さがみはら地球温暖化対策協議会

さがみはら生物多様性ネットワーク

相模原市廃棄物減量等推進審議会

相模原市廃棄物減量等推進審議会公募委員選考委員会

相模原市廃棄物減量等代表推進員 相模原市美化運動推進協議会美化推進委員 相模原市都市計画審議会 相模原市空家等対策協議会 相模原市地域公共交通会議 相模原市地域交通活性化協議会 相模原市公共交通整備促進協議会 小田急多摩線延伸促進協議会 相模原市住宅審議会 相模原市下水道事業審議会 相模原市有害鳥獸対策協議会 相模原市中央区区民会議 相模原市南区区民会議 相模原市子どものいじめに関する審議会 公益財団法人相模原市まち・みどり公社 社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 公益社団法人相模原市シルバー人材センター 公益財団法人相模原市民文化財団 相模原市公共交通網の整備を促進する会

政策要望

相模原市自治会連合会は、単位自治会や地区自治会連合会等と協力して、地域の安全・安心のまちづくり等に向けて、活動しております。

それぞれの地区、地域において、豊かなまちづくりを目指し、自分たちのまちは自分たちでという主体的な意識のもと、要望として取りまとめました。

各要望事項について、その意図するところをしっかりと受け止めていただき、今後の市政において具体的に反映していただくようお願い申し上げます。

(1) 区役所機能の強化

区役所が窓口となっている制度について、区役所で完結できるような制度の在り方を検討するとともに、各区の特色を活かした施策を実施できるように、区役所への予算配分等について、ご配慮いただきますよう要望します。

(2) 防犯カメラに係る補助制度の充実

防犯カメラは、設置を求める声が大変多く、現在、県との協調補助で行っている当該補助制度の、継続をしてくださいますようお願いいたします。また、既存の設置費補助の充実や維持管理費の補助の創設、より簡便で柔軟な補助制度の運営を要望します。

(3) 地域防災力の向上

大規模な災害が起こった際に、自宅の付近にいるとは限らないため、自身の現在地に近い避難先の場所が分かるような、ピクトグラムなどの設置について要望します。

(4) 太陽光発電の推進

公民館や市立小中学校等の、避難所等として利用される施設について、平常時の購入電気量の低減や非常時の電力安定確保のため、太陽光発電(蓄電を含む)設備の設置を要望します。

(5) 人口減少進行地区における対策の強化

人口減少進行地区における対策について、首都圏からの交通利便性の高さや、豊かな自然環境を生かした、子育て、テレワークなどの新しいビジネススタイルの推進など、本市の資源を活用した様々な視点で検討していただくよう要望します。

(6) 加入促進活動への支援

本会ではマンション住民への自治会加入促進につなげるための策の一つとして、認定制度について検討を進めてまいりたいと考えております。市におかれましても、当該制度の研究についてご指導、ご協力いただきますよう、要望します。

(7) 市民の生活環境の向上

市民の生活環境の向上に資することを目的として、条例により路上喫煙の防止やごみの散乱防止等が実施されておりますが、条例の適用範囲を市内全域とするなど、改めて広く市民に周知を図り生活環境の向上の取組を要望します。

(8) 市と自治会の協働によるごみ置場の設置・管理の促進

ごみ置場の多くは自治会が設置し、当番制による清掃、補修、ご み出しルールの啓発等により、適正な管理に努めています。

しかし、新たなごみ置場は用地の確保が難しい一方、既存のごみ 置場は粗大ごみの不法投棄、収集日以外のごみ出し、分別の不実施、 事業系ごみの混入等が一向になくならず、ごみの散乱などで環境衛 生上も問題になっています。

また、ごみ置場は自治会の会員以外も利用しているため、自治会だけで適正に管理していくのは難しいのが実状です。

このため、市と自治会が連携した啓発活動の強化、ごみ収納容器 購入費やごみ置場補修費の助成、公園等の市有地へのごみ置場の設 置について要望します。

(9) 一般ごみの戸別収集の実施

ごみ出しルールが守られない実態や、高齢者世帯が増え、離れた ごみ置場へのごみ出しが体力的に厳しくなっていること、新規のご み置場の設置が困難なこと等を踏まえ、一般ごみの有料戸別収集に ついて検討していただくよう要望します。

(10) 一般ごみの清掃工場への持ち込みについて

昨年度、100kg 未満の清掃工場への持込家庭系ごみが有料化され、 自治会等が管理するごみ置場に出されるごみの量が増えています。 その結果、自治会の負担だけが増大する結果となっているため、持 込家庭系ごみの無料化について要望します。

FNo.0・4・2 令和4年3月9日

相模原市自治会連合会 会 長 竹田 幹夫 様



令和4年度への政策要望について(お答え)

日ごろから、市政に対しまして、御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。 御要望につきましては、次のとおりお答えいたします。

(1) 区役所機能の強化

区役所が窓口となっている制度について、区役所で完結できるような制度の在り方を検討するとともに、各区の特色を活かした施策を実施できるように、区役所への予算配分等について、 ご配慮いただきますよう要望します。

【回答】

区役所が窓口となっている制度につきましては、令和3年度より、地域市民まつり等助成金、地域活性化事業交付金などを、より各区の特色を活かした制度とできるよう検討を行っております。

また、区役所への予算配分等につきましては、同じく令和3年度に、これまで市民局で所管していた地域活性化事業交付金等の予算枠を各区に移管し、より各区の実情に合わせた予算編成を行えるようにいたしました。

各区の特色を活かした施策といたしましては、令和4年度には、緑区では中山間地域の振興、鳥獣被害対策、中央区では教育・研究機関と連携した事業、南区では若い世代との協働事業、地域の魅力を創出する事業、等に取り組んでまいりたいと考えております。

引き続き、地域住民との協働のもとで区の個性や特徴を活かしたまちづくりを実現するため、検討を行ってまいりたいと考えております。

(2) 防犯カメラに係る補助制度の充実

防犯カメラは、設置を求める声が大変多く、現在、県との協調補助で行っている当該補助制度の、継続をしてくださいますようお願いいたします。また、既存の設置費補助の充実や維持管理費の補助の創設、より簡便で柔軟な補助制度の運営を要望します。

【回答】

防犯カメラ設置費補助制度は、相模原市自治会連合会(以下「市連」という。)等からの設置促進の要望を受け、県との協調補助による制度として平成28年度に創設しました。県につきましては、当初令和2年の東京オリンピック:パラリンピック競技大会に向け、地域防犯力の強化のため、平成31年度までの予定で補助制度を運用することとしていましたが、各市町

村におきまして、地域からの防犯カメラのニーズが高まっていることを受け、令和4年度まで 補助制度の運用期間を延長しました。

令和2年度から防犯カメラの性能が向上し、価格も下がっていることなどから、補助上限額を引き下げ、必要な地域に多くの防犯カメラが設置できるよう補助制度の見直しを行いました。

また、令和3年度からは市連加入の自治会がより円滑な補助申請手続きが行えるよう、提出 書類の省略や簡素化・簡略化、エクセルシートによる申請書類作成の省力化など補助金の申請 に係る見直しを行いました。

市補助制度を開始した平成28年度から令和2年度までの5年間の実績は、73団体、213台となっており、令和3年度は27団体、61台に補助金を交付する見込みとなっております。

県の補助制度につきましては、令和4年度までの期限付きで延長されましたが、本市におきましても地域からの防犯カメラの設置要望が多数あることから、令和5年度以降も補助制度を継続するよう県へ要望しております。

(3) 地域防災力の向上

大規模な災害が起こった際に、自宅の付近にいるとは限らないため、自身の現在地に近い 避難先の場所が分かるような、ピクトグラムなどの設置について要望します。

【回答】

令和元年度に、避難所に関する情報を広く視覚的にお知らせすることを目的に、ピクトグラムを活用した避難所表示看板を市内105箇所の全ての避難所に整備したところです。また、広域避難場所への誘導標識等についても、案内板等の更新の際に、順次、ピクトグラム表示のものへ切り替えているところです。

外出時に大規模な災害が発生した場合におきましては、スマートフォンなどによる、位置情報から近くの避難所等を確認できる電子地図「さがみはら防災マップ」を市ホームページに公開しております。

今後も案内板等の更新に合わせ、ピクトグラム表示への切り替えに取り組んでいくととも に、「さがみはら防災マップ」の活用促進のための周知啓発に努めてまいります。

(4) 太陽光発電の推進

公民館や市立小中学校等の、避難所等として利用される施設について、平常時の購入電気量の低減や非常時の電力安定確保のため、太陽光発電(蓄電を含む)設備の設置を要望します。 【回答】

本市施設への太陽光発電設備の導入状況は、現在、47箇所となっております。その内、公民館は4館、市立小学校は19校、市立中学校は4校に設置しておりますが、非常時の電力を十分に確保できる状況ではございません。脱炭素社会の実現に向け令和3年8月に策定した「さがみはら脱炭素ロードマップ」においては、市の主な率先行動の一つに、市施設への太陽光発電設備導入を位置付けており、今後、避難所等として利用される施設への太陽光発電設備や蓄電池の積極的な導入を図ってまいります。

(5) 人口減少進行地区における対策の強化

人口減少進行地区における対策について、首都圏からの交通利便性の高さや、豊かな自然環境を生かした、子育で、テレワークなどの新しいビジネススタイルの推進など、本市の資源を活用した様々な視点で検討していただくよう要望します。

【回答】

緑区特有の課題である中山間地域の人口減少への対策と地域振興を推進し、地域コミュニティの充実・強化に取り組みながら、持続可能なまちづくりを進める必要があると考えております。

中山間地域の振興策としては、テレワークセンター「森のイノベーションラボ FUJINO」を 交流拠点とした、ビジネス支援等を行うとともに、地域や企業等と連携を図りながら豊かな自 然環境を生かしたライフスタイルやビジネススタイルを推進してまいります。また、若手職員 で構成するワーキングから提案のあった中山間地域振興策を事業化するなど、幅広い視点で 緑区の特性を生かした施策展開を図ってまいります。

(6) 加入促進活動への支援

本会ではマンション住民への自治会加入促進につなげるための策の一つとして、認定制度 について検討を進めてまいりたいと考えております。市におかれましても、当該制度の研究 についてご指導、ご協力いただきますよう、要望します。

【回答】

マンション管理計画認定制度につきましては、マンション管理組合の担い手不足や高齢化、マンションの大規模修繕や耐震改修の未実施など、管理不全マンションの発生抑制を目的としたものでありまして、こうしたことから本市の実情に応じた施策を計画的に実行するため、「マンション管理適正化推進計画」の策定と適切な管理計画を有するマンションを地方公共団体が認定する「マンション管理計画認定制度」の実施に向けた検討を進めてまいります。

今後、マンション管理計画認定制度の研究・検討を進める際は、御要望に応じて必要な協力をさせていただきます。

また、マンション管理計画認定制度以外にも、マンション住民への自治会加入促進に関する 他市町村の取組の情報提供等、自治会への加入促進に協力させていただきたいと考えており ます。

(7) 市民の生活環境の向上

市民の生活環境の向上に資することを目的として、条例により路上喫煙の防止やごみの散 乱防止等が実施されておりますが、条例の適用範囲を市内全域とするなど、改めて広く市民 に周知を図り生活環境の向上の取組を要望します。

【回答】

本市では、たばこの火によるやけどや衣服等の焼け焦げなどの被害を防止することを目的に「相模原市路上喫煙の防止に関する条例」を施行しております。この条例において、通勤、通学、買い物など人の往来の多い市内駅周辺の道路等を路上喫煙禁止地区に指定するとともに、橋本駅・相模原駅・相模大野駅周辺の道路等は路上喫煙重点禁止地区に指定し、路上喫煙防止指導員が定期的に巡回して路上喫煙者には喫煙行為を止めるよう指導を行っております。

路上喫煙禁止地区及び重点禁止地区を除く市内全域では、路上喫煙をしないよう努めるもの としております。

また、条例の周知及び路上喫煙防止を図るため、例年、地域住民、企業や関係団体などと協力し、市内各駅で「ごみのポイ捨て禁止キャンペーン」と合同で啓発キャンペーンを実施しているほか、市ホームページ等により周知・啓発に努めているところです。

引き続き、路上喫煙防止指導員が路上喫煙禁止地区等を巡回し、路上喫煙者への指導を行うとともに、地域住民や事業者、団体と協力し、市内各所で周知啓発に努めてまいります。

一方、「相模原市ごみの散乱防止によるきれいなまちづくりの推進に関する条例」では、市内全域をポイ捨て禁止地区に指定するとともに、橋本駅・相模原駅・相模大野駅の周辺道路を「空き缶等散乱防止重点地区」とし、ポイ捨て禁止標識等の設置や警察官OBによるパトロールの強化を図っております。

重点地区の拡大につきましては、鉄道駅周辺を中心に空き缶等が散乱している状況を鑑み、 指定の必要性を検討してまいります。

(8) 市と自治会の協働によるごみ置場の設置・管理の促進

ごみ置場の多くは自治会が設置し、当番制による清掃、補修、ごみ出しルールの啓発等により、適正な管理に努めています。

しかし、新たなごみ置場は用地の確保が難しい一方、既存のごみ置場は粗大ごみの不法投棄、収集日以外のごみ出し、分別の不実施、事業系ごみの混入等が一向になくならず、ごみの 散乱などで環境衛生上も問題になっています。

また、ごみ置場は自治会の会員以外も利用しているため、自治会だけで適正に管理してい くのは難しいのが実状です。

このため、市と自治会が連携した啓発活動の強化、ごみ収納容器購入費やごみ置場補修費の助成、公園等の市有地へのごみ置場の設置について要望します。

【回答】

ごみ・資源集積場所について、清掃、散乱防止、ネットの配置など、日常的な管理は原則的にその集積場所を利用される方々に行っていただいているところでございますが、市の対応としまして、ごみ出しマナーの徹底、不法投棄防止等の啓発チラシや看板を作成し、自治会からの要望に応じて配布や設置をしております。

今後、早朝にごみ・資源集積場所において、市と自治会が共同でごみの分別方法の指導や啓発活動を行うとともに、各地区自治会連合会などの特有の課題については個別に対応させていただくなど、さらなる連携の強化に努めてまいります。

また、公園へのごみ・資源集積場所の設置については、都市公園法第2条において、公園内に設置できる物件は、都市公園施設(園路、広場、植栽、遊具等の公園管理者が都市公園の効用を全うする施設)に限られており、その他の物件は、別途占用許可で設置について可否の判断を行っております。ごみ・資源集積場所については、占用許可では都市公園法第7条及び都市公園法施行令第12条に定められた物件に該当しないことから、設置を許可することができませんので、公園内へのごみ・資源集積場所設置の御要望にはお応えいたしかねます。

(9)一般ごみの戸別収集の実施

ごみ出しルールが守られない実態や、高齢者世帯が増え、離れたごみ置場へのごみ出しが体力的に厳しくなっていること、新規のごみ置場の設置が困難なこと等を踏まえ、一般ごみの有料戸別収集について検討していただくよう要望します。

【回答】

ごみ・資源の戸別収集につきましては、現状のステーション収集と比較して多額の経費を要することや、本市の居住形態の半分は集合住宅であり、こうした方々への戸別収集が困難なことが想定されるなどの課題もございます。

こうしたことから、引き続き、市民の皆様のニーズや課題等の把握に努めるとともに、市連 の代表の方を含めた各種の団体の代表者、学識経験者、公募市民等により構成される「廃棄物 減量等推進審議会」での議論も踏まえて検討してまいりたいと考えております。

なお、高齢の方等で、ごみ出しが困難な方への支援につきましては、現在、介護保険の家事援助の一環といたしまして、ホームヘルパーが対応しているほか、シルバー人材センターの「相模シルバー そよ風サービス」などを御利用いただいているところでございますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

(10) 一般ごみの清掃工場への持ち込みについて

昨年度、100kg 未満の清掃工場への持込家庭系ごみが有料化され、自治会等が管理するごみ 置場に出されるごみの量が増えています。その結果、自治会の負担だけが増大する結果となっているため、持込家庭系ごみの無料化について要望します。

【回答】

清掃工場に、引越しや片付け等により一時的に大量に持ち込まれる一般ごみや、収集日以外に持ち込む必要がある一般ごみについては、粗大ごみと同様に、排出抑制や削減の観点から100kg未満であっても有料とさせていただいたものです。

有料化後は、一般ごみの持込み量は減少しており、ごみ・資源集積場所に排出される一般 ごみの全体量も減少傾向にあることから、一定の効果があったものと考えておりますので、 今後とも御理解、御協力くださいますようお願い申し上げます。

令和3年度相模原市自治会連合会収支決算報告

令和3年4月1日~令和4年3月31日

<収 入>				(単位:円)_
	科 目 名	a予算額	b収入済額	増減(b−a)
項	目	a J 异似	UUX八角領	培/或(D [—] a)
分担金	地区自治会連合会分担金	4, 116, 100	4, 076, 600	△ 39, 500
補助金		26, 133, 000	26, 099, 770	△ 33, 230
	市自治会連合会補助金	26, 083, 000	26, 083, 000	0
	防犯灯施設賠償責任保険料補助金	50,000	16, 770	△ 33, 230
奨励金	自治会等活動推進奨励金	131, 478, 000	130, 222, 360	△ 1, 255, 640
繰越金	前年度剰余金	3, 131, 104	3, 131, 104	0
雑収入	その他雑収入	101, 796	430, 230	328, 434
還付金	過年度分事業費等還付金	0	75, 936	75, 936
合 計		164, 960, 000	164, 036, 000	△ 924,000

/	\pm	L	Ш	_
\	X	Ĺ	Li	1/

_<支 出>					
		科 目 名	→ a予算額	b支出済額	増減(a−b)
項	目	細目	a J 奔帜	0人田语版	1日/K (d D)
管理費			7, 318, 000	7, 335, 488	△ 17, 488
	会議費		63, 000	78, 336	△ 15, 336
		理事会	52, 000	51, 231	769
		役員会	5,000	5, 380	△ 380
		部会	6,000	21, 725	△ 15, 725
	人件費	事務員賃金	2, 000, 000	1, 831, 508	168, 492
	事務費		4, 415, 000	5, 035, 275	△ 620, 275
		事務室借料	3, 935, 000	3, 932, 544	2, 456
		電話使用料	130,000	132, 455	△ 2, 455
		事務所費	350, 000	970, 276	△ 620, 276
	旅費		440,000	274, 352	165, 648
		理事会等	320, 000	177, 972	142, 028
		部会	120, 000	96, 380	23, 620
	通信費		100, 000	63, 217	36, 783
	渉外費		300,000	52, 800	247, 200

	科 月 名	a子算額	b支出済額	增減(a-b)
ıΪ	1 細目	2 / 37-101	0.200.00	Allex (G D)
事業費		156, 596, 000	153, 145, 497	3, 450, 50
	定期総会	256, 000	236, 020	19, 98
	資料印刷製本費	100, 000	99, 000	1,00
	会場借上料	66, 000	84, 760	△ 18, 76
	看板、消耗品費等	90, 000	52, 260	37, 74
	自治会大会	580, 000	339, 670	240, 33
	資料印刷製本費	210,000	60,000	150, 00
	賞状筆耕印刷費	160, 000	155,000	5,00
	アトラクション	0	,0	
	会場借上料	120, 000	74, 070	45, 93
	看板作成取付費	0	. 0	
	消耗品費	90, 000	50, 600	39, 40
	広報発行費	3, 732, 000	1,775,000	1, 957, 00
	印刷費・配送費	3, 730, 000	1,773,000	1, 957, 00
	事務費	2,000	2,000	
	地域情報紙発行費	14, 270, 000	14, 231, 588	38, 41
	印刷費・配送費	14, 250, 000	14, 211, 588	38, 41
	事務費	20,000	20,000	
	納付金	60,000	50,000	10,00
	小田急多摩延伸促進協議会負担金	10,000	10,000	
	さがみはら地球温暖化対策協議会負担金	30, 000	30, 000	
	さがみはら生物多様性ネットワーク負担金	10, 000	10,000	
	相模原市児童虐待いじめ防止連絡会会費	10,000	0	10, 00
	顕彰費	400, 000	367, 400	32, 60
	地域活動功労者	370, 000	327, 400	42, 60
	退任理事	30, 000	40,000	△ 10,00
	自治会等活動助成費	130, 598, 000	129, 324, 560	1, 273, 44
	市連活動推進獎励金	5, 280, 000	5, 280, 000	
	地区連活動推進奨励金			1 070 11
	(地区連・自治会長・単位自治会)	125, 318, 000	124, 044, 560	1, 273, 44
	活動費	6, 700, 000	6, 821, 259	△ 121, 25
	加入促進事業	100, 000	638, 400	△ 538, 40
	自治会加入促進重点プロジェクト	1, 000, 000	1, 738, 358	△ 738, 35
	自治会加入促進重点フロジェクト(補助金充当外)	0	150,000	△ 150,00
	情報発信強化事業	900, 000	261,600	638, 40
	保険料	50, 000	16, 770	33, 23
	研修費等	650, 000	116, 931	533, 06
	厚生事業運営費等	1,800,000	1, 699, 200	100, 80
	ボスター作成費	0	0	
	活動環境整備費	2, 200, 000	2, 200, 000	
返還金	補助金返還金	596, 000	560, 800	35, 20
	前年度事業費等に係る補助金返還金	.474, 000	476, 000	△ 2,00
	令和元年度事業費等に係る補助金返還金	119,000	66, 000	53, 00
	平成30年事業費等に係る補助金返還金	3, 000	1,000	2,00
	奨励金返還金	0	17, 800	17,80
慶弔費	弔慰金等	150, 000	0	150, 00
繰出金	記念事業基金繰出金	100,000	100,000	
子備費	,	200, 000	0	200, 00

収入済額 164,036,000 円 翌年度に繰り越します。

支出済額

161,141,785 円=収支差引金額 2,894,215 円は,

(過年度分補助金返還金440、000円を含む)

令和4年3月31日 相模原市自治会連合会

竹田 幹夫 会 長



会 計 穗苅 健二

(議案第2号)

令和3年度相模原市自治会連合会記念事業基金収支決算報告

令和3年4月1日~令和4年3月31日

<収 入>

(単位:円)

\ \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\				
	科 目 名	a予算額	b収入済額	增滅(b-a)
項	目	a J 异假		
繰入金	記念事業基金繰入金	100,000	100, 000	0
繰越金	前年度繰越金	347, 420	347, 420	Ö
合 計		447, 420	447, 420	0

<支 出>

<u> </u>					
	科目名		a予算額	b支出済額	1₩3+ (a . la)
項	目	細目	a J 异假	0久山併報	増減(a−b)
事業費	記念事業		0	0	0
合 計			0	0	0

<差 引>

<u>E 717</u>	T -
収入合計	447, 420
支出合計	0
差引	447, 420

収入済額

447,420 円一支出済額

翌年度に繰り越します。

0円=収支差引金額 447,420円は、

令和4年3月31日

相模原市自治会連合会

会 長 竹田 幹夫



会 計 穂苅 健二



相模原市自治会連合会 会長 竹田 幹夫 殿

会計監查報告

次のとおり、報告します。

- 1 監查期日 令和4年5月11日
- 2 監査対象 令和3年度相模原市自治会連合会の予算執行及び 現金出納状況
- 3 監査結果 (1)適切に執行されていることを認めます。
 - (2) 現金出納簿、預金通帳、収入命令書及び支出 命令書を審査したところ、適正であることを認 めます。

以上

令和4年度相模原市自治会連合会事業計画(案)

事業理念

本会では、「相模原に住んでみたい」、「相模原に住んで良かった」、「相模原に住みつづけたい」と誰もが思え、安全・安心で心豊かに暮らせるまちづくりを目指し、「自治は笑顔と協働から」を合言葉に、活動に取り組んでまいります。

事業方針

本会は、自治会組織の強化と発展を図るため、市政への政策要望とその反映に向けて取り組むとともに、単位自治会・地区自治会連合会・本会が一体となり関係諸団体と連携し、目的や課題を共有し達成できるよう取り組んでまいります。

また、新型コロナウィルスの感染リスクに配慮した新しい生活様式に沿った自治会運営の検討・推進、SDGsの達成につながる取組の継続など、会員が楽しく自治会活動に関われるよう、次の事業に取り組んでまいります。

1 自治会活動の展開に向けて

- 1) 加入促進による自治会組織の強化と活動を推進します。
- 2) 市への政策提案・提言や市との協働を進め、課題解決に取り組みます。
- 3) 充実したホームページと的確な情報ツールの有効活用について検討します。
- 4) まちづくり会議の主導や行政施策の方向付けを行う各種審議会等に参画します。
- 5) 5つのホームタウンチームへの支援を行います。

2 安全・安心なまちづくりに向けて

- 1) 青パトを使った防犯・交通安全パトロールを実施し、市民への啓発活動を行います。
- 2) 「地域防災計画」の活用や変化する災害に備えた避難所運営等の減災対策に取り組みます。
- 3) 防犯カメラの設置促進と効果ある運用の研究を行います。

3 会員の生活支援と環境を守る活動に向けて

- 1) リモートなど、新しい生活様式に沿った自治会活動の新たな手法を検討します。
- 2) SDG sパートナーとして、気候変動をはじめとした地球の環境を守る活動を推進します。
- 3) 米軍基地の返還を実現するための取り組みを促進します。
- 4)様々な高齢者支援をはじめとする会員の福祉対策を推進します。
- 5)子ども会組織の活性化と子どもの居場所づくりを推進します。
- 6) 青少年健全育成への支援を行います。

※具体的な取組等は相模原市自治会連合会のホームページで公開します。

参考

令和4年度相模原市自治会連合会年間事業予定表

月	事 業 予 定
4	●役員会 (6日)・理事会 (13日)
5	●役員会 (6日)・理事会 (11日)・役員会 (27日)
6	●理事会(4日午前)●定期総会(4日午後)●新任自治会長研修会〔各地区ごとに開催〕
7	●役員会 (6日)・理事会 (13日)・役員会 (27日)
8	●理事会 (3日)
9	●役員会 (7日)・理事会 (14日) ●理事視察研修会 (26日~27日)
1 0	●役員会 (5日)・理事会 (12日)
1 1	●「自治会報さがみはら」第80号発行(会員全世帯配布) ●役員会(2日)・理事会(9日) ●自治会加入促進重点キャンペーン(日程、場所未定)
1 2	●役員会 (7日)・理事会 (14日)
1	●賀詞交換会(未定)●役員会(6日)・理事会(11日)
2	●役員会(1日)・理事会(8日)
3	●「自治会報さがみはら」第81号発行(会員全世帯配布) ●役員会(1日)・理事会(8日) ●自治会加入促進キャンペーン(日程、場所未定) ●「自治会員専用割引(Jichi Pass)」リーフレット発行(会員全世帯配布)
通年	年間を通じて ●自治会の加入促進 ●ホームページや地域情報コーナーを活用した情報発信の強化に 取り組んでいきます。

* 上記のほか、部会・連絡会・自治会加入推進協議会を適宜開催します。

令和4年度相模原市自治会連合会収支予算(案)

令和4年4月1日~令和5年3月31日

<収 入>

(単位:円)

科 目 名		a本年度予算額	b前年度予算額	増減 (a−b)
項	目	T d本干及了异假	D削牛皮丁异似	增似(a ⁻ D)
分担金	地区自治会連合会分担金	4, 078, 700	4, 116, 100	△ 37, 400
補助金		35, 898, 000	26, 133, 000	9, 765, 000
	市自治会連合会補助金	35, 878, 000	26, 083, 000	9, 795, 000
	防犯灯施設賠償責任保険料補助金	20,000	50,000	△ 30,000
奨励金	自治会等活動推進奨励金	141, 327, 000	131, 478, 000	9, 849, 000
還付金	過年度事業費還付金	0	75, 936	△ 75, 936
繰越金	前年度剰余金	2, 894, 215	3, 131, 104	△ 236, 889
雑収入	その他雑収入	479, 085	101, 796	377, 289
合 計		184, 677, 000	164, 960, 000	19, 717, 000

<支 出>

<u> </u>					
	科	目 名	a本年度予算額	b前年度予算額	増減 (a−b)
項	目	細目	d 本十反 了 异识	010千尺 7 异银	增似(a D)
管理費			8, 742, 000	7, 318, 000	1, 424, 000
	会議費		87,000	63,000	24, 000
		理事会	52,000	52,000	0
		役員会	5,000	5,000	0
		部会	30,000	6,000	24, 000
	人件費 事	孫員賃金	3, 000, 000	2,000,000	1, 000, 000
	事務費		5, 045, 000	4, 415, 000	630, 000
		事務室借料	3, 935, 000	3, 935, 000	0
		電話使用料	140, 000	130,000	10, 000
		事務所費	970, 000	350,000	620, 000
	旅費		360, 000	440,000	△ 80,000
		理事会等	200, 000	320,000	△ 120,000
		部会	160,000	120,000	40, 000
	通信費		100,000	100,000	0
	渉外費		150, 000	300,000	△ 150,000

		斗 目 名	a本年度予算額	b前年度予算額	増減 (a−b)
項	目	細目			
事業費			175, 095, 000	156, 596, 000	18, 499, 000
	定期総会		256, 000	256, 000	0
		資料印刷製本費	100, 000	100,000	0
		会場借上料	66, 000	66,000	0
		看板、消耗品費等	90,000	90,000	0
	自治会大会		455, 000	580,000	△ 125, 000
		資料印刷製本費	60,000	210,000	△ 150, 000
		賞状筆耕印刷費	160,000	160,000	0
		会場借上料	100, 000	120,000	△ 20,000
		看板作成取付費	45, 000	0	45, 000
		消耗品費	90, 000	90, 000	0
	広報発行費	,	3, 732, 000	3, 732, 000	0
		印刷費・配送費	3, 730, 000	3, 730, 000	0
		事務費	2,000	2,000	0
	地域情報紙	発行費	14, 570, 000	14, 270, 000	300, 000
		印刷費・配送費	14, 550, 000	14, 250, 000	300, 000
		事務費	20, 000	20,000	0
	納付金		60, 000	60,000	0
		小田急多摩延伸促進協議会負担金	10,000	10,000	0
		さがみはら地球温暖化対策協議会負担金	30,000	30, 000	0
		さがみはら生物多様性ネットワーク負担金	10,000	10,000	0
		相模原市児童虐待いじめ防止連絡会会費	10,000	10,000	0
	顕彰費		400,000	400,000	0
		地域活動功労者	370,000	370,000	0
		退任理事	30,000	30,000	0
	自治会等活	動助成費	140, 447, 000	130, 598, 000	9, 849, 000
		市連活動推進奨励金	5, 280, 000	5, 280, 000	0
		地区連活動推進奨励金 (地区連・自治会長・単位自治会)	130, 450, 000	125, 318, 000	
		加入促進活動奨励金	4, 717, 000	0	4, 717, 000
	活動費		15, 175, 000	6, 700, 000	8, 475, 000
		加入促進事業	100, 000	100,000	0
		自治会加入促進重点プロジェクト	1, 700, 000	1,000,000	700, 000
		自治会員専用割引拡充事業	9, 795, 000	0	9, 795, 000
		情報発信強化事業	900, 000	900,000	0
		保険料	20, 000	50,000	△ 30,000
		研修費等	650, 000	650,000	0
		厚生事業運営費等	1, 800, 000	1,800,000	0
		ポスター作成費	210, 000	0	210, 000
		活動環境整備費	0	2, 200, 000	△ 2, 200, 000
返還金	補助金返還	±&	440, 000	596, 000	△ 156,000
		令和3年度事業費等に係る補助金返還金	364, 000	0	364, 000
		令和2年度事業費等に係る補助金返還金	76, 000	474, 000	△ 398, 000
		令和元年度事業費等に係る補助金返還金	0	119, 000	△ 119, 000
		平成30年度事業費等に係る補助金返還金	0	3, 000	△ 3,000
慶弔費	弔慰金等		100,000	150, 000	△ 50, 000
繰出金	記念事業基	金繰出金	100,000	100, 000	0
予備費			200, 000	200, 000	0
合 計			184, 677, 000	164, 960, 000	19, 717, 000

令和4年度相模原市自治会連合会記念事業基金収支予算(案)

令和4年4月1日~令和5年3月31日

<収 入>

(単位:円)

<u> </u>				
科 目 名		a本年度予算額	b前年度予算額	
項	目	a 本十及了异旗	0 削 十 及 广 异 傾	増減(a−b)
繰入金	記念事業基金繰入金	100,000	100, 000	0
繰越金	前年度繰越金	447, 420	347, 420	100,000
合 計		547, 420	447, 420	100, 000

<支 出>

	· / H /				
		科 目 名		b前年度予算額	増減 (a−b)
	項	目	a本年度予算額	0 削 十 及 广 异 傾	增例(a ⁻ D)
	事業費	記念事業	0	0	0
ſ	合 計		0	0	0

<差 引>

収入合計	547, 420
支出合計	0
差引	547, 420

令和 4 年度 相模原市自治会連合会役員·理事

役 職	氏 名	地区
会 長	竹 田 幹 夫	星が丘地区自治会連合会会長
副会長	森 逸 雄	大野中地区自治会連合会会長
副会長	小 林 充 明	上溝地区自治会連合会会長
副会長	安藤和実	橋本地区自治会連合会会長
会 計	穂 苅 健 二	新磯地区自治会連合会会長
監事	山口信郎	大野北地区自治会連合会会長
監事	宮 野 善三郎	藤野地区自治会連合会会長
理事	大 木 恵	大野南地区自治会連合会会長
理事	瀬尾守一	相武台地区自治会連合会会長
理事	割柏秀規	光が丘地区自治会連合会会長
理事	吉 田 貴 亮	横山地区自治会連合会会長
理事	安藤孝洋	小山地区自治会連合会会長
理事	長谷川 兌	相模湖地区自治会連合会会長
理事	中 島 勝 平	麻溝地区自治会連合会会長
理事	熊 谷 弘	津久井地区自治会連合会会長
理事	佐 藤 金 男	大沢地区自治会連合会会長
理事	黒 子 信 雄	東林地区自治会連合会会長
理事	齋 藤 信 夫	城山地区自治会連合会会長
理事	丹 波 晴 道	清新地区自治会連合会会長
理事	篠 塚 実希子	相模台地区自治会連合会会長
理事	代 田 修	田名地区自治会連合会会長
理事	鈴 木 泰 信	中央地区自治会連合会会長

令和4年度 相模原市自治会連合会委員名簿

No.	地区			氏	名	
1	橋本	1	根	本	_	男
2	11	2	髙	嶋	俊	政
3	11	3	木	下	優	樹
4	11	4	野	﨑	末	治
5	"	5	原		昌	美
6	IJ	6	倉	持	洋	彦
7	大 沢	1	新	井	信	康
8	IJ	2	矢	野	信	行
9	"	3	海	賀	邦	夫
10	IJ	4	内	田	匠	1
11	IJ	5	小	Ш	時	男
12	城山	1	小	島	盛	生
13	IJ	2	林		和	博
14	IJ	3	雨	宮		昭
15	IJ	4	御号	手洗	多喜	喜男
16	IJ	5	中	野	秀	人
17	津久井	1	角	田	栄	次
18	IJ	2	小	室		誠
19	IJ	3	秋	本	敏	明
20	IJ	4	尾	﨑	洋	子
21	IJ	5	寺	Щ	幸	雄
22	相模湖	1	森り	人保	高	弘
23	IJ	2	新	井	芳	男
24	IJ	3	佐人	中木	裕	修
25	IJ	4	倉	田	榮	11
26	藤野	1	加	藤	正	仁
27	IJ	2	新	島	幹	雄
28	11	3	長	田	丈	夫

No.	地区		氏 名
29	藤野	4	梶 原 春 美
30	小 山	1	関口邦夫
31	"	2	常盤久男
32	"	3	江 口 基 明
33	"	4	丸 山 和加恵
34	"	5	小野寺 隆 雄
35	清新	1	大 山 孝
36	"	2	野尻萬憲
37	"	3	平 岡 陽 子
38	"	4	郡谷照雄
39	"	5	小 俣 広 慈
40	横山	1	大久保 秀 子
41	"	2	坂 元 俊 美
42	"	3	稲 元 則 夫
43	"	4	蒔 田 美代子
44	中 央	1	沼 倉 孝 太
45	"	2	館脇智幸
46	"	3	角田実
47	11	4	浦上裕史
48	"	5	田島修二
49	星が丘	1	坂 本 洋 三
50	"	2	近 藤 大 助
51	11	3	宇佐木田 和弘
52	"	4	竹 内 壽 一
53	光が丘	1	阿部俊夫
54	"	2	鈴 木 勝 雄
55	"	3	南 雄 二
56	"	4	大 場 仁

令和4年度 相模原市自治会連合会委員名簿

No.	地区			氏	名	
57	光が丘	5	熊	谷	由	加
58	大野北	1	飯	田	秀	雄
59	11	2	林		知	治
60	11	3	橋	本		満
61	"	4	髙	木	喜	秋
62	"	5	宮	崎	忠	111
63	"	6	柿	沼	秀	康
64	田名	1	山	田	秀	男
65	IJ	2	花	房	博	文
66	JJ	3	篠	﨑	定	夫
67	IJ	4	高	野		仁
68	IJ	5	小	Ш	剛	山
69	上溝	1	安	部	美	和
70	IJ	2	福	嶋	正	則
71	IJ	3	小	形	裕	明
72	IJ	4	長	井	博	喜
73	IJ	5	寺	島	宇	遠
74	大野中	1	Ш	島	光	子
75	IJ	2	細	谷		剛
76	IJ	3	大	浦	一)	司
77	IJ	4	新	國		満
78	IJ	5	髙	田	祥	次
79	IJ	6	原	口	和	博
80	11	7	萩鱼	主 田	秀	利
81	大野南	1	金	澤	秀	信
82	IJ	2	中	村	洋	子
83	IJ	3	瀨	戸	量	平
84	IJ	4	若	林	輝	雄
85	11	5	浅	岡	信	夫

No.	地区	Ī		氏	名	
86	大野南	6	Щ	形	文	明
87	IJ	7	大	村	重	雄
88	麻溝	1	伊	藤	信	裕
89	II	2	中	臺		博
90	"	3	座	間		豊
91	"	4	栗	Щ		誠
92	新磯	1	鈴	木	真	司
93	"	2	坂	井	_	由
94	"	3	斎	藤		満
95	"	4	西	海	敏	夫
96	相模台	1	中	村		明
97	"	2	枡	田	貞	明
98	"	3	前	田	誠	_
99	"	4	古	Ш	正	修
100	"	5	小笠	空原	すみ	メ子
101	"	6	遠	藤	和	宜
102	相武台	1	松	嶋	保	和
103	IJ.	2	鳴	島		昇
104	IJ.	3	長名	4 川	公	_
105	"	4	奥	野		智
106	"	5	長	堀	直	美
107	東林	1	戸	﨑	憲	弘
108	"	2	田	村	久	司
109	"	3	斎	藤	良	幸
110	"	4	野	П	秀	光
111	"	5	中	澤	秀	樹
112	"	6	松	藤	_	郎

相模原市自治会連合会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、相模原市自治会連合会(以下「本会」という。)といい、事務所を相模原市中央区富士見6丁目6番23号けやき会館内に置く。

(組織)

第2条 本会は、相模原市内の地域住民の自治組織である自治会及び当該自治会が一定の 地域で組織する地区自治会連合会(以下「自治会」という。)をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、自治会相互の緊密な連携を図り、住民福祉の向上と自治会の円滑な運営を 促進し、良好な地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。
 - (1) 住民の福祉向上に関すること。
 - (2) 自治会の運営に対する協力、援助に関すること。
 - (3) 自治会に共通する課題についての調査研究に関すること。
 - (4) 会員相互の親睦及び連帯意識の高揚に関すること。
 - (5) 相模原市その他の団体とのパートナーシップによる連携及び協力に関すること。
 - (6) その他目的達成に必要な事業に関すること。

(役員)

- 第5条 本会に、次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 3名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監事 2名

(役員の職務)

- 第6条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 会計は、本会の会計を処理する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の選出)

第7条 会長、副会長、会計、監事は、理事会において、理事の中から互選又は推せんにより選出する。

(任期等)

第8条 会長の任期は1期2年とする。ただし、1期を限度として再任することができる。

- 2 副会長、会計及び監事の任期は1期2年とする。ただし、同一役職については1期を限度として再任することができる。
- 3 前2項ただし書きの規定にかかわらず、本会の適切な運営のために役員が同一役職として2期を超えて在任することが必要であると理事会が認める場合には、1期を限度として再任することができる。
- 4 欠員により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(理事)

- 第9条 本会に理事を置く。
- 2 理事は、地区自治会連合会長をもって充てる。
- 3 理事は、本会の事業の執行、運営の協議にあたる。

(委員)

- 第10条 本会に委員を置く。
- 2 委員の定数は、別表のとおりとし、地区自治会連合会が適宜な方法により選出した者をもって充てる。
- 3 委員の任期は1年とし、再任は妨げない。また、欠員により選任された委員の任期は、 前任者の残任期間とする。
- 4 理事は、委員を兼ねることができない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、理事会及び役員会とする。

(総会)

- 第12条 総会は、委員をもって構成し、次の事項を審議する。
 - (1) 規約の制定及び改廃に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算を決定し、並びに決算を認定すること。
 - (3) その他理事会が必要と認める事項を決定すること。

(理事会)

- 第13条 理事会は、理事をもって構成し、次の事項を協議し、執行する。
 - (1) 総会で決定された事項を処理すること。
 - (2) 本会の運営上、必要な事項を企画立案すること。
 - (3) 理事会に委任された事項を処理すること。
 - (4) 必要と認める規程及び要綱を設け、又は改廃すること。

(役員会)

- 第14条 役員会は、役員をもって構成し、次の事項を協議する。
 - (1) 理事会へ提出の議案を立案すること。
 - (2) 緊急事項を処理すること。

(3) その他会長が必要と認めた事項

(専決処分)

- 第15条 前3条の各会議に規定する事項等で緊急を要するものは、会長はこれを専決処分することができる。
- 2 前項の規定により専決処分した事項については、次の総会又は理事会若しくは役員会において報告し、その承認を求めなければならない。

(総会の招集等)

- 第16条 定期総会は、毎年1回年度初めに開催する。
- 2 臨時総会は、会長が必要と認めたとき又は委員の3分の1以上より請求があったときに、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、委員の互選により選出する。

(理事会の招集等)

第17条 理事会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(役員会の招集等)

第18条 役員会は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

(会議の成立等)

- 第19条 会議はすべて構成員の2分の1以上の出席(出席者への委任を行った者若しく はあらかじめ通知された事項について書面をもって表決した者の数を出席者に加えるも のとする。)がなければ開くことはできない。
- 2 議事は、出席者の過半数の同意によって決定し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

(部会)

第20条 本会に、次の部会を設ける。

名 称	調査研究事項等
総務部会	本会及び自治会の組織、運営等に関すること。
広報部会	本会の活動等の広報及び公聴に関すること。
防災安全部会	本会及び自治会の防犯、防災及び交通等に関すること。

- 2 前項に掲げる部会のほか、理事会が必要があると認めたときは、特別部会を設けることができる。
- 3 各部会は、理事及び委員をもって組織する。
- 4 部会に属する理事は、理事会の同意を得て会長が委嘱するものとし、部会に属する委員は、地区自治会連合会において適宜な方法により選出されたもの1人を会長が委嘱する

ものとする。

- 5 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する理事が互選する。
- 6 部会長は、部会の会務を総括し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 7 部会長は、部会において調査研究した事項等を理事会に報告しなければならない。
- 8 会長は、部会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(連絡会)

- 第21条 本会に、次の連絡会を置く。
 - (1) 緑区連絡会
 - (2) 中央区連絡会
 - (3) 南区連絡会
- 2 各連絡会は、その区に属する理事をもって構成する。
- 3 連絡会には、座長が必要と認めた場合は、他の区に属する理事が出席できるものとする。
- 4 連絡会の座長は、副会長をもって充て、会を代表する。
- 5 座長の任期は2年とし、再任は妨げない。
- 6 連絡会の結果は理事会に報告するものとし、決議事項は理事会の承認を得ることにより、その効力を発するものとする。

(事務局)

- 第22条 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。
- 2 事務局には、会の事業及び運営を効率的に行うため、会長を除く役員の中から事務局長 を置く。

(経費)

第23条 本会の経費は、会費、補助金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、4月1日から始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(委任)

第25条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は理事会で定める。

附則

この規約は、昭和44年6月28日から施行する。

附則

この規約は、昭和46年6月19日から施行し、昭和45年11月1日から適用する。

附則

この規約は、昭和47年6月17日から施行する。

附 則

この規約は、昭和50年4月1日から施行する。

附則

この規約は、昭和56年4月1日から施行する。

附則

この規約は、昭和62年6月13日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。ただし、第8条第1項の規定は、平成元年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成2年6月16日から施行し、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成16年6月12日から施行し、平成16年4月1日から適用する。ただし、別表(第10条関係)の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成22年6月5日から施行し、平成22年4月1日から適用する。 附 則

この規約は、平成26年6月7日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年6月6日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則

この規約は、令和2年6月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表 (第10条関係)

	委員定数 (人)			
地区自治会連合会加入世帯数	均等割	世帯割	合 計	
5,000世帯未満	3	1	4	
5,000世帯以上10,000世帯未満	3	2	5	
10,000世帯以上15,000世帯未満	3	3	6	
15,000世帯以上	3	4	7	

MEMO